（人材確保等支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の四　（略）

2～4　（略）

5　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、人材確保等支援助成コース助成金（第一項から第三項までの規定によるものに限る。）について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項から第三項までの規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金（同条第一項から第三項までの規定によるものに限る。以下同じ。）は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項から第三項までの規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項から第三項までの規定」と、「という。）又は訓練を行った機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金」と読み替えるものとする。

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の五　（略）

2　選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハの措置の対象となる労働者の数が四十五人を超える場合は、当該事業所につき四十五人までの支給に限る。）

イ　生産性要件に該当しない事業主　次の(1)から(5)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき二万二千円（中小企業事業主にあつては、二万九千円）

(2)　五パーセント以上七パーセント未満　対象者一人につき三万六千円（中小企業事業主にあつては、四万七千円）

(3)　七パーセント以上十パーセント未満　対象者一人につき五万円（中小企業事業主にあつては、六万六千円）

(4)　十パーセント以上十四パーセント未満　対象者一人につき七万千円（中小企業事業主にあつては、九万四千円）

(5)　十四パーセント以上　対象者一人につき九万九千円（中小企業事業主にあつては、十三万二千円）

（人材確保等支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の四　（略）

2～4　（略）

5　第一項から第三項までの規定にかかわらず、人材確保等支援助成コース助成金（これらの規定によるものに限る。）は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の五　（略）

2　選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハの措置の対象となる労働者の数が三十人を超える場合は、当該事業所につき三十人までの支給に限る。）

イ　生産性要件に該当しない事業主　次の(1)から(5)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき一万四千二百五十円（中小企業事業主にあつては、一万九千円）

(2)　五パーセント以上七パーセント未満　対象者一人につき二万八千五百円（中小企業事業主にあつては、三万八千円）

(3)　七パーセント以上十パーセント未満　対象者一人につき三万三千二百五十円（中小企業事業主にあつては、四万七千五百円）

(4)　十パーセント以上十四パーセント未満　対象者一人につき五万七千円（中小企業事業主にあつては、七万六千円）

(5)　十四パーセント以上　対象者一人につき七万千二百五十円（中小企業事業主にあつては、九万五千円）